

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、個人向け財務省告示第 三百五十四号～第四条第十四項の規定に 基づき、個人向け財務省告示第三百五十四号～第四条第十四項の規定に
初期利率	發行日	振替単位	最低額面金	発行額	用等の法律及びその適	名称及び記	年賃務省令第六十八号～第
利子	利子格	振替単位	最低額面金	発行額	用等の法律及びその適	名称及び記	年賃務省令第六十八号～第
た	た	た	た	た	た	た	年賃務省令第六十八号～第
期	期	期	期	額	額	額	年賃務省令第六十八号～第
金	金	金	金	平年額	平年額	平年額	年賃務省令第六十八号～第
と	と	と	と	す	す	す	年賃務省令第六十八号～第
し	し	し	し	る	る	る	年賃務省令第六十八号～第
を	を	を	を	の	の	の	年賃務省令第六十八号～第
支	支	支	支	の	の	の	年賃務省令第六十八号～第
払	払	払	払	の	の	の	年賃務省令第六十八号～第
う	う	う	う	記	記	記	年賃務省令第六十八号～第
。式	。式	。式	。式	記	記	記	年賃務省令第六十八号～第
た	た	た	た	定	定	定	年賃務省令第六十八号～第
だ	だ	だ	だ	の	の	の	年賃務省令第六十八号～第
よ	よ	よ	よ	額	額	額	年賃務省令第六十八号～第
り	り	り	り	は	は	は	年賃務省令第六十八号～第
算	算	算	算	る	る	る	年賃務省令第六十八号～第
た	た	た	た	る	る	る	年賃務省令第六十八号～第
だ	だ	だ	だ	る	る	る	年賃務省令第六十八号～第
よ	よ	よ	よ	る	る	る	年賃務省令第六十八号～第
り	り	り	り	る	る	る	年賃務省令第六十八号～第
算	算	算	算	る	る	る	年賃務省令第六十八号～第
支	支	支	支	る	る	る	年賃務省令第六十八号～第
出	出	出	出	る	る	る	年賃務省令第六十八号～第
支	支	支	支	る	る	る	年賃務省令第六十八号～第
払	払	払	払	る	る	る	年賃務省令第六十八号～第

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十二号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times \frac{0 \cdot 12}{100} \\ \hline 2 \end{array}$$

には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.12}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日  
から発行日までの日数

୩୮

(二) 平成二十八年四月十五日以

後の繰合額面金額十経過利子に相当する金額—利子に相当する金額

十七 中途換金の特例 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者へ相続税法

第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。)が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とす

(一) 金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 ×  $\frac{7.9 \cdot 6.85}{100}$  + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 経過利子に相当する金額 )

日本銀行